

行政法

第1 設問1

1 小問(1)

Cは本件許可の名宛人ではないため、行政事件訴訟法(以下、法名省略)9条2項、1項により原告適格が認められるか検討する。

(1) この点について「法律上の利益」を有する者とは、当該処分により自己の権利又は法律上保護された利益を侵害され、若しくは必然的に侵害されるおそれのあるものをいう。そして、当該処分を定めた行政法規が不特定多数者の具体的利益を一般的公益の中に吸収、解消させるにとどめず、これが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護する趣旨を含むを解される場合には、ここにいう個別的利益も法律上保護された利益に当たると解される。

(2) ア これを本件についてみるに、Cの利益としては、B、Cの2社体制を維持し、Dにより顧客を奪われないという利益、すなわち、過剰な競争により安定した経営が害されないという経営上の利益が想定できる。

イ 本件許可の根拠法令は、法7条1項である。

そして、法1条は、同法の目的について、生活環境の保全の及び公衆衛生の向上を図ることであるとしている。

また、法6条2項4号は「実施する者」と規定し、6条の2は「生活環境の保全」について規定し、7条5項3号は「申請者の能力」について規定している。

以上からすると、法は誰が一般廃棄物処理を行うかについて配慮する趣旨を含むといえる。なぜなら、担い手により生活環境の保全ができなくなるおそれがあるからである。そして、過当競争によっても経営が不安定化し、よって生活環境の保全ができなくなるおそれがある。

とすれば、法7条1項は実際に過当競争にさらされ、経営上の利益について直接的な被害を受ける者の利益を

個別的利益として保護する趣旨を含むものといえる。

(3) これを本件についてみるに、CはDによりCが担当していた区域の客を奪われつつある。長年B、Cの2社体制が続き、かつB、Cは担当区域を決めていたため、3社体制となりDが関係の深いBではなくCの担当区域に進出してくるとなると、Cは経営上の利益を直接的に害されるといえる。

以上より、Cは「法律上の利益」を有する。

(4) 以上より、Cに原告適格が認められる。

2 小問(2)

(1) 訴えの利益(9条1項カッコ書参照)とは、取消判決を得る理由、必要性をいう。そして、かかる理由、必要性があるかは、当該処分の中に除去すべき法的効果や回復されるべき法的利益があるかにより判断する。

(2) ア 法7条2項によれば、更新しなければ許可の効力は失効する。また、同条3項、4項も許可の効力について定めている。

イ ここで、期間の経過により許可の効力が失われるとも思える。

しかし、更新の拒絶は授益的処分の撤回となるため、何も理由がなければなされないことが予想される。とすれば原則として許可は更新される可能性が大きい。

とすれば、Cとしては本件許可自体を取り消す必要があるため、除去すべき法的効果があるといえる。

(3) したがって、Cは訴えの利益を有する。

第2 設問2

1 いかなる者に許可を与えるかの判断には専門的、技術的判断を要するため、A市長には裁量権がある。

もっとも、その基礎とした事実に重要な誤りがあったり、判断結果及び過程が社会通念上著しく不合理といえる場合にはかかる裁量権行使は違法となると解される(30条)。

2(1) これを本件についてみるに、Dは、Bと同視できるような存在であり、第三者による競争の導入とはならず、新市長が新計画において掲げる目的と合致しない。よって、裁量権の逸脱、濫用があるといえ、法7条5項2号に反するという違法がある。

また、Dの代表者はBの実弟であり、一般廃棄物収集運搬業に従事した経験はない。よって、Dは同法施行規則2条の2第2号イに反する。

また、Dの所有地はBと同一であり、人員、運搬車もBと重複する。よって、同施行規則2条の2第1号イ、2号ロにも反する。したがって、裁量権の逸脱、濫用があるといえる。

(1) よって、Cは以上の違法事由を主張すべきである。

以上